

## がん対策基本法案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、がん患者の数が増加しており、国民の疾病による死亡の原因に占めるがんの割合が大きくなものとなっている等がんが国民の健康にとって重大な問題となっている現状において、適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）が提供される体制を整備することが緊要な課題となっていることにかんがみ、がん対策に関し、基本理念及び施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の作成について定めるとともに、がん対策推進本部を設置することにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすること。（第一条関係）

#### 二 基本理念

がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。（第二条関係）

がん患者に対し、その病状、治療方法等についての適切な説明がなされることにより、がん患者の

理解と自己決定に基づいたがん医療が提供されるようにすること。

がん患者に対し、系統的に収集され、整理され、及び評価されたその時点において最新のがん医療に関する情報に基づいた適切ながん医療が提供されるようにすること。

外国において、有用であるとの知見が得られたがん医療が、我が国においてできる限り提供されるようにすること。

がん患者に対しがん医療を提供するに当たっては、可能な限り、がん患者の苦痛を軽減すること及び身体の機能の低下を防止すること、がん患者及びその家族からの相談に応ずること、がん患者の日常生活への適応を円滑にするためのリハビリテーションを実施すること等により、がん患者及びその家族が日常生活の質をできる限り良好な状態に保つことができるよう配慮がなされること。

がんに関する調査研究が促進されることにより、がんの予防、診断及び治療に関する方法の開発等が行われるようにすること。

### 三 国の責務

国は、二の基本理念（四において「基本理念」という。）にのっとり、積極的にがん対策を推進する

責務を有すること。（第三条関係）

#### 四 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じたがん対策を推進する責務を有すること。（第四条関係）

#### 五 法制上の措置等

政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならぬこと。（第五条関係）

### 第二 基本的施策

#### 一 医療機関の整備等

1 国及び都道府県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、がん患者に対する専門的ながん医療の提供、医療従事者に対する研修等について各都道府県の中核的な役割を担う医療機関、がん患者に身近な地域においてがん患者に対する専門的ながん医療の提供等を行う医療機関その他のがん患者に対する専門的ながん医療

の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。 (第六条第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、国立がんセンター、1の医療機関その他の医療機関ががん患者に対し適切ながん医療を提供することができるよう、これらの医療機関の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。 (第六条第二項関係)

3 国は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されることを確保するため、国立がんセンター及び1の医療機関並びにそれらが提供するがん医療に関する客観的な評価が行われるための制度を整備するものとする。 (第六条第三項関係)

## 二 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の養成

1 国及び地方公共団体は、がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の養成を図るため、大学(大学院を含む。)における医師の養成のための教育課程の編成を見直すこと、医師に対する専門的ながん医療に関する研修の機会を確保すること、がん患者の看護に関する専門的な知識及び技能を有する看護師その他の専門的な知識及び技能を有する医療従事者を養成すること

とその他の必要な施策を講ずるものとする。 (第七条第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、1の施策を講ずるに当たっては、抗がん剤による治療を専門的に行う医師並びに放射線による治療を専門的に行う医師及び放射線治療の品質管理を専門的に行う者が十分に確保されること等により、がん患者に対しこれらの治療が適切に提供される体制が確保されるよう特に配慮するものとする。 (第七条第二項関係)

### 三 がん登録の実施

1 国及び都道府県は、がん医療の向上に役立てるため、すべてのがん患者（がん患者であった者を含む。以下三及び第四の六の において同じ。）に係るがんの診断、治療の経過及び結果その他のがん患者に係る事項の登録を行う制度の実施に関し必要な施策を講ずるものとする。 (第八条第一項

関係)

2 1の施策を講ずるに当たっては、登録された情報がその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いられることがないようにする等がん患者に係る個人情報保護が図られるようにしなければならない

こと。 (第八条第二項関係)

## 四 がん情報ネットワークの構築等

1 国及び地方公共団体は、医療機関ががん医療に関する情報を共有し、及びがん患者等に対しがん医療に関し必要な情報を提供することができるよう、がん医療に関するデータベースの整備、医療機関においてがん医療に関する情報を専門的に取り扱うために必要な知識及び技術を有する者の養成その他の医療機関の間におけるがん情報ネットワークの構築を図るために必要な施策を講ずるものとする。 (第九条第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、一の1の医療機関においてがん患者及びその家族からの相談に応ずるための窓口が設置され、当該窓口において1のがん情報ネットワークを利用して適切な相談が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。 (第九条第二項関係)

## 五 緩和医療の提供の確保等

1 国及び地方公共団体は、がん患者の苦痛の軽減を目的として行われる医療（以下五及び第三の二において「緩和医療」という。）が適切に行われることによりがん患者及びその家族が日常生活の質をできる限り良好な状態に保つことができるようにすることの重要性にかんがみ、緩和医療に関する

る知識の普及、緩和医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の緩和医療に従事する医療従事者の養成、医療従事者に対する緩和医療に関する研修の機会の確保その他の医療機関における適切な緩和医療の提供の確保のために必要な施策を講ずるものとする。 (第十条第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、末期のがん患者がその人生の最後まで適切ながん医療を受けることができるよう、専ら末期のがん患者に対し適切に緩和医療を含めたがん医療を提供することができる医療機関の整備及び末期のがん患者が居宅において適切な緩和医療を含めたがん医療を受けることができるようにするための地域における連携協力体制の整備を図ることその他の必要な施策を講ずるものとする。 (第十条第二項関係)

## 六 調査研究の促進等

1 国及び都道府県は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての調査研究が促進され、及びその成果が普及されるよう必要な施策を講ずるものとする。 (第十一条第一項関係)

2 国は、先端的ながんの治療方法に関する調査研究の成果の諸外国への紹介等がん対策に関する国際協力の推進のために必要な施策を講ずるものとする。 (第十一条第二項関係)

## 七 がんの早期発見及び予防

1 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の有効性を検証すること並びに有効性が認められたがん検診の普及及び受診率の向上を図ること、がん検診に携わる医療従事者に対する研修を実施することその他のがん検診の充実のために必要な施策を講ずるものとする。 (第十条第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、がんの罹患率の低下に資するよう、がんの予防に関する知識の普及、がんの予防法の確立、たばこに係る税の税率の引上げ等により喫煙者数の減少を図ることその他のがんの予防を推進するために必要な施策を講ずるものとする。 (第十二条第二項関係)

## 八 抗がん剤等の治験等の促進

国は、外国において有用であるとの知見が得られた抗がん剤等であつて我が国において使用された場合には健康保険法の療養の給付又は同法の特定療養費の支給その他これらに準ずる医療に関する給付の



対象とならないものの使用に係るがん患者の経済的負担が過大となっていることにかんがみ、これらの抗がん剤等の治験の促進等これらの抗がん剤等が使用されたときに同法の特定療養費の支給その他これに準ずる医療に関する給付がされるようにするために必要な施策を講ずるとともに、有効性、安全性等に関する事項の審査が迅速に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。 (第十三条関係)

### 第三 がん対策の推進に関する計画

一 がん対策推進本部は、この章の定めるところにより、がん対策の推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を作成しなければならないこと。 (第十四条第一項関係)

二 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (第十四条第二項関係)

がん対策を推進するために政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

がん医療を提供する医療機関の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

がん医療を提供する医療機関及びそれが提供するがん医療に関する客観的な評価の実施に関し政府

が総合的かつ計画的に講ずべき施策

がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の養成に関し政府が総合

的かつ計画的に講ずべき施策

がん登録の実施に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

がん情報ネットワークの構築に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

がん患者に対する適切な緩和医療の提供の確保に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

がん患者及びその家族が日常生活の質をできる限り良好な状態に保つことができるようにすること

に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

がんに関する調査研究の促進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

がん検診の充実に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

から までに定めるもののほか、がん対策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事

項

三 推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。 (第十四条第三項関係)

四 がん対策推進本部は、一により推進計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用

その他適切な方法により公表しなければならないこと。（第十四条第四項関係）

五 がん対策推進本部は、適時に、三により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。（第十四条第五項関係）

六 がん対策推進本部は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこと。（第十四条第六項関係）

七 がん対策推進本部は、六により推進計画を変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。（第十四条第七項関係）

#### 第四 がん対策推進本部

##### 一 設置

がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、がん対策推進本部（以下「本部」という。）を置くこと。（第十五条関係）

##### 二 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどること。（第十六条関係）

推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。

のほか、がん対策に係る施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進及び総合調整に関すること。

### 三 組織

本部は、がん対策推進本部長、がん対策推進副本部長及びがん対策推進本部員をもって組織すること。

（第十七条関係）

### 四 がん対策推進本部長

1 本部長は、がん対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てること。（第十八条第一項関係）

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督すること。（第十八条第二項関係）

### 五 がん対策推進副本部長

1 本部に、がん対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てるこ

と。(第十九条第一項関係)

2 副本部長は、本部長の職務を助けること。(第十九条第二項関係)

六 がん対策推進本部員

1 本部に、がん対策推進本部員(以下「本部員」という。)を置くこと。(第二十条第一項関係)

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てること。(第二十条第二項関係)

本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

がん医療に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

がん患者及びその家族又は遺族を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

七 その他

一から六までのほか、本部について必要な規定を設けること。(第二十一条から第二十四条まで関係)

第五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則関係)